

別表を次のとおり定める。

- 1 基本夜間対応型訪問介護費（1月につき）
  - 注 利用者に対して、オペレーターセンター（指定地域密着型サービスの実業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第5条第1項に規定するオペレーターセンターをいう。）に通報できる端末機器を配布し、利用者からの通報を受けることができる体制を整備している場合に、所定単位数を算定する。
  - 2 定期巡回サービス費（1回につき）
    - 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所（指定地域密着型サービス基準第6条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、定期巡回サービス（同項に規定する定期巡回サービス）を行う場合、所定単位数を算定する。
    - 3 随時訪問サービス費（1回につき）
      - 注 利用者に対して、指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等が、随時訪問サービス（指定地域密着型サービス基準第5条第1項に規定する随時訪問サービス）を行う場合、所定単位数を算定する。
      - 4 随時訪問サービス費（1回につき）
        - 注 次のいずれかに該当する場合において、1人の利用者に対して2人の指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等により随時訪問サービスを行うことについて利用者又はその家族等の同意を得て、随時訪問サービスを行った場合に、所定単位数を算定する。
        - ア 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
        - ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
        - ハ 長期間にわたり定期巡回サービス又は随時訪問サービスを提供していない利用者からの通報を受けて、随時訪問サービスを行う場合
        - ニ その他利用者の状況等から判断して、イからハまでのいずれかに準ずると認められる場合

○厚生労働省告示第九十三号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第二十号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成二十一年厚生労働省告示第八十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

第一号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注6並びに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7及び小規模多機能型居宅介護費の注7」に改め、「介護予防福祉用具貸与費の注2」の下に「並びに指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）別表指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防小規模多機能型居宅介護費の注7」を加え、「平成二十二年厚生省告示第二十二号」を「平成二十七年厚生労働省告示第九十三号」に、「平成二十二年厚生省告示第二十四号」を「平成二十四年厚生労働省告示第百二十号」に改める。

第二号中「通所リハビリテーション費の注4」を「通所リハビリテーション費の注4」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注7」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護費の注8」に改める。

○厚生労働省告示第九十三号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第十九号）、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第二十号）、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第二十一号）、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）、

指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十四年厚生労働省告示第九十四号）の全部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

厚生労働大臣が定める一単位の単価  
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第十九号）第二号、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）第二号、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第二十号）第二号、指定施設サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成二十二年厚生省告示第二十一号）第二号、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）第二号、指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十八号）第二号及び指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十九号）第二号の厚生労働大臣が定める一単位の単価（以下「単位の単価」という。）は、十円に次の表の上欄に掲げる介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス、同法第四十二条の二第二項に規定する指定地域密着型サービス、同法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援の事業、同法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス、同法第五十四条の二第二項に規定する指定地域密着型介護予防サービス若しくは同法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援の事業を行う事業所又は同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を行う介護保険施設が所在する地域区分及び同表の中欄に掲げるサービス種類に応じた同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。

地域区分	サービス種類	割合
一級地	居宅療養管理指導 福祉用具貸与 介護予防居宅療養管理指導 介護予防福祉用具貸与	千分の千
	通所介護 短期入所療養介護 特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 介護福祉施設サービス 介護保健施設サービス 介護療養施設サービス 介護予防通所介護 介護予防短期入所療養介護 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	千分の千九十
	訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション 短期入所生活介護	千分の千百十